

● 1 「子ども・子育て支援新制度」とは

平成24年8月、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法律に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。

※新制度の開始に伴い、保育を利用する際の手続きが一部変更となりました。

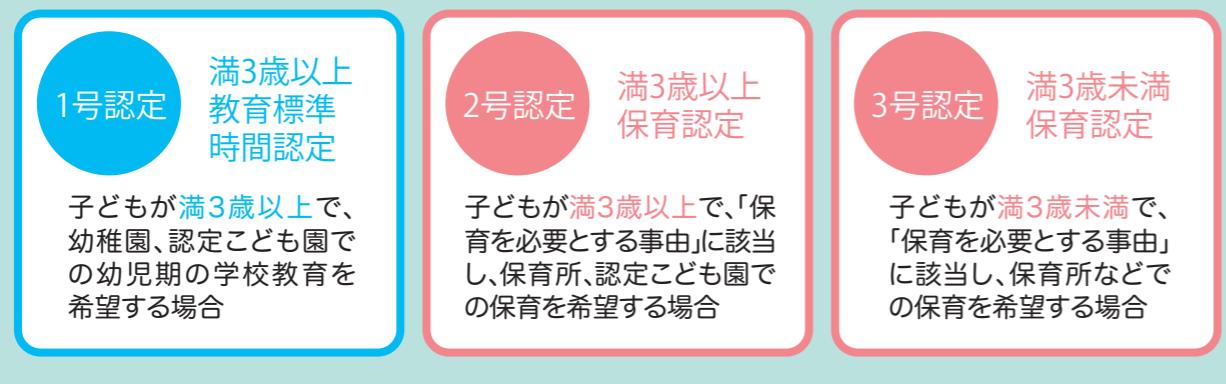
● 2 「教育・保育給付認定」と「利用できる施設や事業」

教育・保育給付認定とは

保育所、認定こども園、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）及び幼稚園の利用を希望する保護者の方は、**利用のための認定（教育・保育給付認定）**を受ける必要があります。（以下「給付認定」と表記します。）子どもの年齢や家族の状況に応じて、次の3つの区分に認定されます。

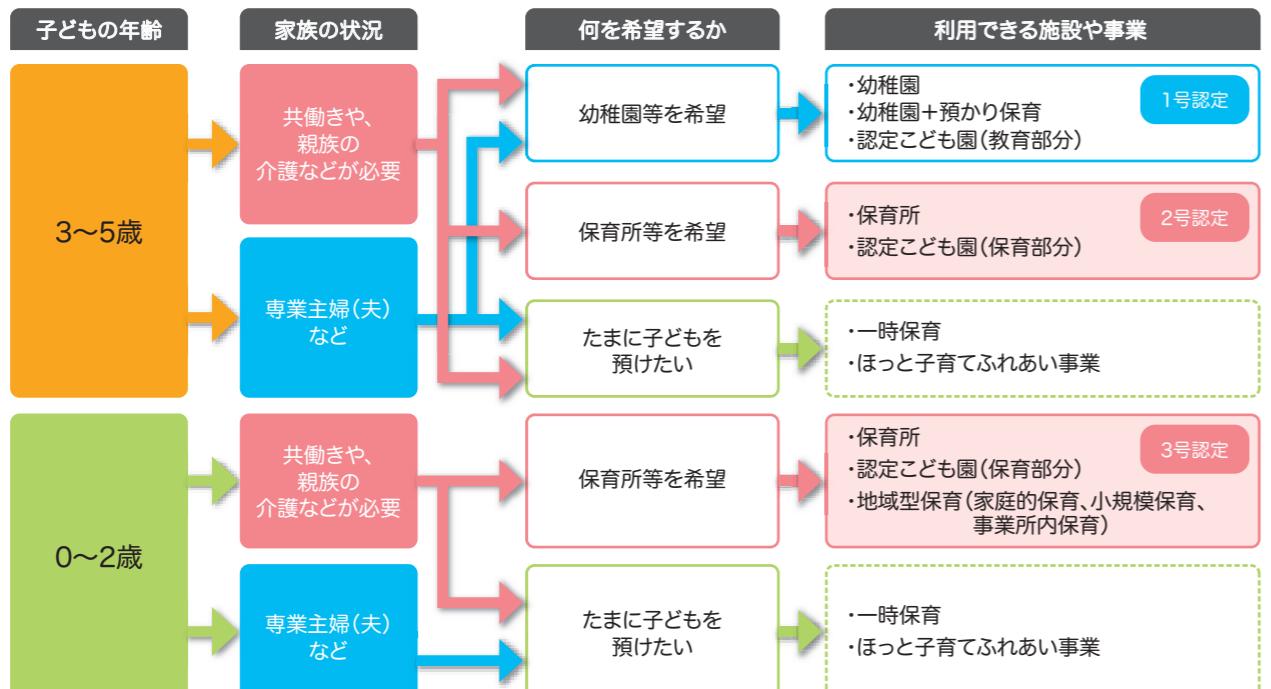
<3つの認定区分>

※「保育を必要とする事由」については、P2「3 保育認定における『保育を必要とする事由』」をご確認ください。



利用できる施設や事業

子どもの年齢や家族の状況、希望内容に応じて、保育所及び認定こども園などの施設や、家庭的保育、小規模保育及び事業所内保育などの事業を利用することができます。



<幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合>

幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合は、直接、各園にお申込みいただき、各園を経由して市が給付認定（1号認定）を行います。詳しくは、各園又は子ども家庭局幼稚園・こども園課までお問い合わせください。

※新制度の対象となる幼稚園と対象ではない幼稚園があります。

<ほっと子育てふれあい事業の利用を希望する場合>

ほっと子育てふれあい事業とは、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人との、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行うものです。

[お問い合わせ先] ほっと子育てふれあいセンター TEL: 093-511-3081

● 3 保育認定（2号認定・3号認定）における「保育を必要とする事由」

保育所、認定こども園（保育部分）及び地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）の利用を希望する場合は、**保育認定（2号認定・3号認定）**を受ける必要があります。

保育認定は、**保護者のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する場合に認定されます。**

また、「保育を必要とする事由」に応じて、「保育を利用できる時間（保育必要量）」や「保育を利用できる期間（有効期間）」が決められます。

保育を必要とする事由	保育必要量(1日)		有効期間
	8時間	11時間	
① 就労 1か月60時間以上労働することを常態としていること	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前々日までの期間 ※保育を必要とする事由に該当していれば、小学校就学前まで継続して保育を利用できます。
② 妊娠・出産 妊娠中または出産後間がないこと（出産前後8週間）	●	●	出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間（出産の予定日以前8週間に当たる日が属する月の初日から利用できます。）
③ 保護者の疾病、負傷、障害 疾病や負傷又は精神や身体に障害があること	●	●	2号認定:小学校就学の始期に達するまでの期間 3号認定:満3歳に達する日の前日までの期間
④ 同居親族の常時介護・看護 同居親族には、長期入院等をしている親族等を含む1日4時間以上かつ週3日以上介護・看護にあたっていること	●	●	※保育を必要とする事由に該当していれば、小学校就学前まで継続して保育を利用できます。
⑤ 災害復旧 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること	●	●	
⑥ 求職活動 求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む。）	原則 ●	—	90日が経過する日が属する月の末日までの期間
⑦ 就学 学校教育法に規定する学校等に在学していることのほか、職業訓練校等における職業訓練を含む	●	●	卒業（終了）予定日が属する月の末日までの期間
⑧ 育児休業取得中に継続利用が必要であること 育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、休業中も継続利用することが必要と認められること	原則 ●	—	【次年度に小学校就学を控えている場合】 小学校就学の始期に達するまでの期間 【児童の発達上環境の変化が好ましくないと判断される場合】 原則、生まれた子が満1歳に達する日の属する月の末日までの期間（父母ともに育児休業を取得する場合（パパ・ママ育休プラス制度）は、生まれた子が1歳2か月になるまで利用可能）

保育を利用できる時間（保育必要量）は 保育標準時間

（1日最大11時間までの保育を利用可能）

保育短時間

（1日最大8時間までの保育を利用可能）

の2つの区分に分かれます。

① 就労 ④ 同居親族の常時介護・看護 ⑦ 就学の事由について、当該事由に要する時間が、月120時間以上の場合は原則「保育標準時間」認定となり、月120時間未満の場合は原則「保育短時間」認定となります。

※月120時間未満の場合でも、常態（月10日以上）として、当該事由に要する時間（通勤時間等を含む）が施設等が設定する保育短時間の受入時間帯（8時間）を超える場合は、「保育標準時間」認定とすることも可能です。

② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病、負傷、障害 ⑤ 災害復旧の事由については、原則「保育標準時間」認定となります。保護者の希望により「保育短時間」認定とすることも可能です。